

# ファクシミリサービス テレホンサービス      ご利用規定

## 1. 共通事項

### (1) 利用時間

各サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。

### (2) 手数料

- ① ファクシミリサービス利用に際しては、当行所定の基本手数料を当行所定の支払い方法によりいただきます。
- ② テレホンサービスの手数料および支払方法については別途協議の上決定するものとします。
- ③ 手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、当行所定の振替日に預金通帳・払戻請求書または小切手なしで手数料引落口座から自動的に引落します。

### (3) 取引内容の変更等

振込依頼人からの訂正依頼その他相当の事由がある場合には、既に通知もしくは回答した内容について、依頼人に通知することなく変更または取消しいたします。

### (4) 届出事項の変更等

- ① 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によりお取引店に届出てください。
- ② 前項の届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。

### (5) 免責

次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき  
なお、当行が「意思確認コード」を受信する前に通信回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。
- ③ 通信混雑の事由があったとき
- ④ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

### (6) 解約等

- ① 各サービスの利用契約（以下「この契約」という。）は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- ③ 各サービスは、申込口座が解約された場合には自動的に解約されたものとします。
- ④ 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときには、当行が依頼人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
  - イ、支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - ロ、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ハ、住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき

### (7) サービスの変更及び廃止

- ① 当行は、相当な期間の事前の通知（当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で依頼人に公表することも含む）をもって、各サービスの一部もしくは全部を変更または廃止することができるものとします。
- ② 各サービスを廃止する場合、この契約は廃止日をもって当行所定の方法により解約できるものとします。
- ③ 前号による変更または廃止の場合、依頼人は当行に対していっさいの異議を述べず、かつ各サービスの一部もしくは全部の変更または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

### (8) 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定および当座勘定貸越規定により取扱います。

### (9) 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了日までに依頼人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 2. 各サービスの取扱いについて

- (1) 当行が受信した「暗証番号および支店番号・預金科目・口座番号」が当行に事前にお届けの「暗証番号および支店番号・預金科目・口座番号」と一致した場合には、その送信者を依頼人とみなします。
- (2) 当行から通知サービスを送信する場合、お届けの電話番号を呼び出し自動的に送信いたします。
- (3) 当行からの通知に際し、「暗証番号方式」「手動切替方式」「確認コード方式」を採用した場合には、貴殿で応答したものを依頼人とみなし通知いたします。

## 3. 規定の変更

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ① 契約者の一般の利益に適合する場合

- ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以上  
2025年2月3日現在